

築上町キッチンカー購入費等補助金

○目 的

新型コロナウイルス感染症防止のため、新たにキッチンカーを導入して、新しい経営スタイルの確立を目指す事業者、又は個人を対象にキッチンカーの購入・改修費の補助を行います。

○対象者及び要件

次の全てに該当する事業者及び個人が対象です。

- ①町内に住民登録があり、町内を営業拠点とする個人、又は町内に事業所を有する中小企業者及び小規模企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業又は小規模企業者をいう。)、並びに新たに町内を拠点にキッチンカーでの創業を行う個人又は中小企業者及び小規模企業者。
- ②補助を受けてから5年間はキッチンカー事業を継続する意思があること。
- ③町税を滞納していないこと。
- ④食品衛生法その他移動販売業務に関する法令を遵守していること。
- ⑤導入したキッチンカーをキッチンカー以外の用途には使用しないこと。
- ⑥暴力団及びその関係者でないこと。
- ⑦政治活動、宗教活動等を主たる目的とする団体等でないこと。

○補助額及び対象となる経費

◆購 入

キッチンカーの車両購入費

1事業者当たり上限200万円(補助率1/2)

◆改 修

既存の車両を新たにキッチンカーとして利用するための改修費

1事業者当たり上限100万円(補助率1/2)

※消費税及び地方消費税、各種許可手数料、契約等に係る費用は含みません。

※交付決定前に購入契約したものは対象となりません。

※申込多数により、予算上限に達した場合は、その時点で終了します。

※補助申請(購入、改修)は1事業者1回のみ申請となります。

※補助金額が審査によって上限に満たない場合があります。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

◇申請前に京築保健福祉環境事務所に食品営業許可等の相談に行ってください。

◇国・県の補助金等を検討している場合は、申請前に築上町商工会に相談に行ってください。

◇申請後に審査を行い補助金の交付決定をしますので、必ず参加してください。

(審査の内容は、販売品目の試食や事業展開のPRなどになります。)

○申請手順

築上町商工会に相談(国・県の補助金を申請する場合)
京築保健福祉環境事務所に食品営業許可等の相談



築上町へ補助金交付申請書提出(～8月15日)



キッチンカー補助金審査(8月下旬)



審査結果・補助金交付決定額の通知(9月上旬)



事業開始



実績報告書提出(事業完了から10日以内又は、令和5年2月末日のいずれか早い方)



補助金交付確定通知書送付



補助金支払い(令和5年3月31日まで)

○交付の条件

- (1) 築上町キッチンカー購入費等補助金交付要綱第3条に該当していることを誓約します。
なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部が取り消されることになっても異議はありません。
- (2) 導入したキッチンカー設備は、5年以上使用に供します。
- (3) 町内産品の活用に努めます。

○問い合わせ先

築上町役場 産業課商工係 0930-56-0300(内線281・282)